

公立大学法人広島市立大学社会連携委員会規程

平成22年4月1日

規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、社会連携委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 社会連携推進施策の企画・運営に関する事項
- (2) 学外の社会連携推進機関との連絡調整に関する事項
- (3) 外部資金の獲得に関する事項
- (4) 公立大学法人広島市立大学知的財産取扱規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第77号）の運用に関する事項
- (5) 知的財産活動に係る企画・運営に関する事項
- (6) 知的財産権の権利化・管理・技術移転に関する事項
- (7) ヒトを対象とした研究に係る倫理に関する事項
- (8) 社会連携センターの運営に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、社会連携及び知的財産に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究・地域貢献担当理事
- (2) 社会連携センター長
- (3) 社会連携センターワーク
- (4) 各学部が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 各1人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

2 委員会に委員長を置き、研究・地域貢献担当理事をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門委員会)

第9条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、社会連携センターにおいて遂行する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。